

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	三島川之江港みなとカメラシステム検討業務
業 務 概 要	本業務は、三島川之江港金子地区周辺を対象として、施工管理及び災害・事故時の危機管理等を行うための、みなとカメラシステムの新設について検討するものである。
契 約 担 当 官 等 の 氏 名 並 び に そ の 所 属 す る 部 局 の 名 称 及 び 所 在 地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所長 前田 昌弘 愛媛県松山市海岸通2426-1
契 約 年 月 日	令和8年9月1日
契 約 業 者 名	公益社団法人 日本港湾協会
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区赤坂3丁目3番5号
契 約 金 額	24,640,000円(税込み)
予 定 価 格	25,344,000円(税込み)
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	<p>「みなとカメラ」は、視認性、維持管理性、耐災害性等に配慮し、適切に配置しなければならない。</p> <p>検討においては、遠距離かつ広範囲の撮影が求められ視認困難な環境にある場合も多く、厳しい環境条件の下で正常に稼働し、安定的、長期的に機能・性能を発揮させるためには、高度な技術力且つ、専門的知見等が要求される。</p> <p>以上の理由から、また、有益な技術提案に基づき仕様を作成することで、優れた成果が期待できるため、プロポーザル方式を選択する。</p>
業 務 場 所	---
業 種 区 分	建設コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	令和8年9月1日
履 行 期 間 (至)	令和9年3月15日
備 考	